

津市運動施設（津地域）の指定管理者公募に係る質問回答

No.	当該の文書名	頁	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	P1	2運動施設の概要	津市西部運動公園広場及び津市乙部公園内運動広場については、指定管理期間中の廃止の可能性が示唆されておりますが、仮に廃止となった場合、想定されていた収入は補填していただけるのでしょうか。	指定管理期間中に施設が廃止となった場合は、別紙4「津市と指定管理者との責任分担表」の施設の停止、中止に基づき、本市と指定管理者が協議の上、想定される収入減及び支出減を考慮し、指定管理料の増減について決定することとなります。
2	募集要項	P3、P4	6指定管理料	※1「緊急修繕も含めて計画し積算しています」とありますが、市として想定されている具体的な修繕箇所、内容、およびそれぞれの費用内訳についてご教示ください。	参考資料1のとおりです。ただし、現時点の想定ですので、修繕の優先度に応じて実施するものとします。
3	募集要項	P3、P4	6指定管理料	令和10年度の津市海浜公園内陸上競技場リニューアルイベント経費（300万円）について伺います。本イベントの企画・実施内容は、基本的に指定管理者の提案に委ねられるのでしょうか。また、「各団体の意向等も考慮し」とありますが、ここで想定されている「各団体」とは具体的にどのような団体を指し、その団体がイベントにおいて担う役割や、市として想定している具体的な事業内容があればご教示ください。	リニューアルイベントは指定管理者に完全に委ねるものではありません。指定管理者からの提案内容を基に、指定期間開始後、具体について本市と協議の上、決定するものとします。現時点で、具体的なリニューアルイベントの構想はありませんが、式典＋利用者が参加可能なイベントの形態が基本になると考えています。また、各団体とは、本施設において大会やイベント等の実施を予定している市内のスポーツ競技団体（陸上、サッカー、ラグビー）等を指します。
4	募集要項	P6	「8 応募の資格（2）共同事業体の応募に関する事項」	「代表する法人等又は構成員の変更は認めません」と記載されております。原則として変更（脱退等）が認められないことは承知しておりますが、5年間の指定管理期間中において、万が一、構成員の倒産など真にやむを得ない事由により特定の構成員が脱退せざるを得なくなった場合における取り扱いについてご教示ください。このような不測の事態が発生した場合、本市との協議の上で、業務遂行能力に問題がないと認められれば、残存する代表企業（または他の構成員）のみで指定管理業務を継続することは可能でしょうか。それとも、原則通り直ちに指定取り消しの対象となりますでしょうか。	構成員の倒産など不測の事態が発生した場合はその時点の状況を踏まえ、本市と協議の上、決定するものとします。
5	募集要項	P10	13 経費に関する事項（1）運動施設の収入	過去2ヶ年の利用料金収入の実績（全体額）をお示しいただいておりますが、各施設の収益性を分析し、より精緻な収支計画を策定するため、直近5か年における「施設ごとの利用料金収入」の実績データをご教示ください。	参考資料2のとおりです。
6	募集要項	P10	12 収支計画書	指定管理者が自主事業を実施する際、当該事業で使用する時間枠の「施設利用料金」は、収支計画書に計上（内部振替）する必要がありますでしょうか。計上が必要な場合、当該利用料金は「別紙10（自主事業の収支計画書）」の支出項目に計上した上で、同時に「別紙9（指定管理業務の収支計画書）」の収入項目（利用料金収入）に計上するという処理方法でよろしいでしょうか。	収支計画書に計上する必要があります。自主事業に係る施設利用料金については、別紙10「自主事業収支計画書」の支出項目に計上した上で、別紙9「収支計画書」収入項目、支出項目に同額を計上して下さい。
7	募集要項	P10	13経費に関する事項	(2) 運動施設の管理運営に要する経費」についてご質問いたします。提示されている経費実績のうち、「8 租税公課」（令和6年度：5,943,856円、令和7年度：6,569,304円）の具体的な内訳をご教示ください。また、当該内訳に消費税および地方消費税が含まれている場合、当方にて適正な収支計画を算定・立案するため、課税対象となっている項目および個別の金額についても併せてご提示くださいますようお願いいたします。	租税公課の内訳について、当方では把握していません。

津市運動施設（津地域）の指定管理者公募に係る質問回答

No.	当該の文書名	頁	質問項目	質問内容	回答
8	募集要項	P10	13経費に関する事項	「(2) 運動施設の管理運営に要する経費」の実績値について伺います。 令和6年度と令和7年度を比較した際、以下の項目で大きな差異が生じておりますが、それぞれの変動理由（主な増減要因）をご教示ください。 外注費（R6：13,593,504円 → R7：10,532,225円） 人件費（R6：51,999,998円 → R7：57,129,669円） 備品購入費（R6：507,982円 → R7：1,828,293円） 賃借料（リース料）（R6：637,890円 → R7：1,331,286円）	①外注費の減少に係る主な要因については、海浜公園内陸上競技場の令和7年8月からの施設休止によるものです。 ②人件費の上昇に係る主な要因については、三重県の最低賃金の上昇（R6：1,023円/時、R7:1,087円/時）によるものと思われます。 ③備品購入費の増加に係る主な要因については、防風ネットや硬式テニスネット等の購入によるものです。 ④賃借料（リース料）の増加に係る主な要因については、海浜公園内陸上競技場改修工事に伴い、津市運動施設（津地域）の津球場公園内野球場への事務所移転による整備用具等の収納スペースが新たに必要となり、津球場公園内野球場他2施設に倉庫3棟をリースしたことによるものです。
9	募集要項	P10	13経費に関する事項	当方にてより精緻な収支計画（光熱水費のシミュレーション）を策定するため、各対象施設における以下のデータをご開示いただけますでしょうか。 ① 直近3か年における電気・ガス（LPガス等）・水道の「月別使用量」および「料金（請求額）」の実績データ ② 電気料金の基本料金算定の基準となる「契約電力（デマンド値）」 ③ 水道料金の基本料金算定の基準となる「上水道メーターの口径」	①電気・ガス・水道の使用料は参考資料3のとおりです。なお、電気の月別使用量は参考資料4のとおりで、ガス、水道の使用量は当方では把握していませんが、ガスは給湯やシャワー、水道はグラウンドや植栽等維持管理、トイレ等が主な用途となります。 ②令和8年度の契約電力（デマンド）は、津球場公園内野球場が328kW、北部運動広場が90kW、古道公園内テニスコート56kW、津市民テニスコートが47kWとなります。 ③上水道メーターの口径は下記のとおりです。 ・津球場公園内野球場、津市民テニスコート…75mm ・古道公園内テニスコート、津球場公園内野球場（散水用）…50mm ・津球場公園内野球場駐車場、北部運動広場、西部運動広場、南部緑地公園内運動広場…25mm ・古河公園内テニスコート、乙部公園内運動広場、三重武道館弓道遠の場…20mm
10	募集要項	P12	14 指定管理者選定の方法及び基準	(4) 審査の日程等」におけるヒアリング審査について伺います。 プレゼンテーションにおいてプロジェクターを使用する場合、プロジェクター本体、投影用スクリーン、およびHDMI等の接続ケーブルは市（事務局）からお借りできますでしょうか。応募者が持参すべき機材の範囲についてご教示ください。	本市において、プロジェクター本体、投影用スクリーン、接続ケーブル等は準備します。 これらの案内は、応募書類等の提出期限後に別途通知します。
11	募集要項		別紙3 「津市運動施設（津地域）指定管理者候補者評価基準」	当資料にて、4つの評価項目と詳細な評価基準をお示しいただいておりますが、各項目に対する配点（点数配分）が記載されていません。当方にて市のニーズに沿ったより質の高い提案書を作成するため、各評価項目及び各評価基準におけるそれぞれの配点、および満点（総得点）をご教示いただけますでしょうか。	配点を示すことで偏りのある提案になる恐れがあることから、バランスの取れた提案となるよう評価基準のみを示しています。

津市運動施設（津地域）の指定管理者公募に係る質問回答

No.	当該の文書名	頁	質問項目	質問内容	回答
12	募集要項		別紙4「津市と指定管理者との責任分担表」	No. 35（物価変動）について伺います。 表内において、人件費や物品費等の物価変動に伴う経費の増減があった場合は「協議」とされておりますが、昨今の急激な物価高騰や人件費上昇に対して、現行の指定管理期間中に市から指定管理料の増額（補填）が行われた実績はございますでしょうか。 もし実績がある場合、参考にさせていただきたく、差し支えない範囲でその補填額をご教示ください。	津市運動施設（津地域）の指定管理において、指定管理料の増額を行った実績はありません。 なお、国の臨時交付金を活用し、令和3年度からの物価高騰による電気料金上昇分の一部について、支援金を交付しています。 【津市運動施設（津地域）への支援金交付実績】 ・R4 734千円 ・R5 346千円 ・R6 153千円 ・R7 209千円 ・R8 145千円
13	仕様書	P11	「第3 業務別仕様 1 業務内容等 (2) 人員配置、業務時間」	津球場公園内野球場（駐車場を含む）の人員配置についてご質問いたします。 当該施設の人員配置は「午前7時から午後10時まで 1名」とされておりますが、仕様書P4の「7 使用時間」によれば、野球場自体の夜間利用ができる期間は4月1日から11月30日までとなっております。 これを踏まえ、以下の2点についてご教示ください。 ① 野球場の夜間利用がない期間（12月1日～3月31日）においても、駐車場（使用時間7:00～22:00）の管理等のために、17:00以降の人員配置は必須という認識でよろしいでしょうか。 ② もし配置が必須である場合、該当期間の17:00以降において市が想定されている具体的な業務内容（駐車場精算機のトラブル対応、見回り等）をお聞かせください。	①お見込みのとおりです。 ②駐車場精算機のトラブル対応、施設の見回りのほか、運動施設の使用に係る受付業務（申請書受理、利用料金の集計、徴収、領収書及び許可証の交付、鍵の貸出し、電話対応）等が主な業務内容となります。
14	仕様書	P11	「第3 業務別仕様 1 業務内容等 (2) 人員配置、業務時間」	「イ 津球場公園内野球場」および「エ 津市北部運動広場」において、早朝利用（午前5時30分～）がある場合は早朝から勤務を行う旨が記載されております。 当方にて適正な人員配置計画および人件費の積算を行うために必要な情報となりますので、これら2施設における直近3か年の「早朝利用の実績（施設別の年間早朝利用日数または件数）」をご教示ください。	各施設の早朝利用の実績は次のとおりです。 ・津球場公園内野球場 R5 2件 R6 3件 R7 1件 ・北部運動広場 R5 6件 R6 2件 R7 2件
15	仕様書	P12	「第3 業務別仕様 第1章 2 特記事項 (5)」	大規模大会等開催時の対応について伺います。「適正人員を増員して対応すること」とありますが、当方にて増員にかかる人件費を適切に積算するため、市の事業等で施設を優先的に確保する大会・行事（津シティマラソン等）も含め、過去5年間で増員対応が必要となった「大規模大会・イベントの開催実績（大会名、開催施設、開催日数）」をご教示ください。	大規模大会等開催時に増員対応が必要となった実績については、当方では把握していません。

津市運動施設（津地域）の指定管理者公募に係る質問回答

No.	当該の文書名	頁	質問項目	質問内容	回答
16	仕様書	P16、P73、P85	「スポーツトラクター」の使用について	仕様書において、各運動広場の整地・転圧作業（仕様書P16）や、津市海浜公園内陸上競技場（同P73）、津市民テニスコート（同P85）の人工芝維持管理において「スポーツトラクター」を使用する旨が記載されております。 一方で、開示された備品リストにおいてスポーツトラクターは「津球場公園内野球場」に1台配備されているのみです。陸上競技場や津市民テニスコートでの作業においても、野球場に配備されているスポーツトラクターをその都度運搬して使用するという想定でしょうか。（運搬が必要な場合、積載用の車両等は自社で手配する認識でよろしいでしょうか）	津球場公園内野球場以外のグラウンドにおける整備は、専門業者が手配するスポーツトラクターでの整備を想定していますので、津球場公園内野球場からのスポーツトラクターの運搬は想定していません。
17	・その他		津市海浜公園内陸上競技場	津市海浜公園内陸上競技場のリニューアルオープン（令和10年11月予定）後の利用料収入および料金設定についてご質問いたします。 当方にて精緻な収支計画（収入見込み）ならびに指定期間中のリスク管理方針を立案するため、以下の4点をご教示いただけますでしょうか。 ① リニューアル後の施設利用料金（個人・専用）および既存の付帯設備の利用料金は、リニューアル前と同額の設定となるのでしょうか。あるいは、施設改修に伴う料金改定（条例改正）が予定されていますか。 ② 仕様書P3に記載されている新たな設備（投てき競技対応型人工芝、電子写真判定棟、夜間照明など）について、リニューアル後に新たに追加・新設される付帯設備利用料金の想定額（または設定方針）をご教示ください。 ③ 募集要項P3には「年間の管理運営経費から利用料金収入を差し引いて指定管理料の上限額を算出した」旨の記載がございます。本施設のリニューアル後（令和11年度以降）について、市として想定（試算）されている利用料金収入の見込み額をお聞かせください。 ④ 上記③に関連し、実際のリニューアル後の利用状況が市の想定収入を大幅に下回った場合、募集要項P3に例外として記載のある「協定時に見込まれていない特段の事情変更が生じた場合」に該当するものとして、減収分に対する補填（指定管理料の増額や精算等）に向けた市との協議対象となり得るでしょうか。	①、② 津市海浜公園内陸上競技場のリニューアル後の利用料金は、本市ホームページの「津市運動施設（津地域）指定管理者の公募」のページでお示しした、「津市運動施設の設置及び管理に関する条例」をご確認ください。 ③本市が想定している利用料金収入の見込みは、令和10年度2,337千円、令和11～13年度5,610千円となります。 ④協定時に見込まれていない特段の事情変更が生じた場合については、例えば、工事延期によるリニューアルオープン時期の変更によるものや、想定し得ない施設の長期休業等が該当し、単なる見込みと実績の差による補填は想定していません。
18	・その他		自主事業収入	効果的な自主事業計画を策定するため、直近3か年（令和5年度～令和7年度）における自主事業の具体的な実施内容、年度ごとの受講者（参加者）数、および受講料収入の実績をご教示ください。	自主事業の実績は、津市情報公開条例第7条第3号（法人情報）に該当し、公にすることにより、指定管理者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、お示しできません。

津市運動施設（津地域）の指定管理者公募に係る質問回答

No.	当該の文書名	頁	質問項目	質問内容	回答
19	・その他		自動販売機設置に伴う行政財産使用料	自動販売機の設置に伴う行政財産使用料について伺います。 指定管理期間中に、施設の敷地内や建物内に新たに自動販売機を設置する場合（または既存の自販機を引き継ぐ場合）、市に納付すべき1㎡あたりの行政財産使用料（年額）をご教示ください。 また収入見込みのシミュレーションを行うための参考として、現在各施設（津球場公園内野球場、津市民テニスコートなど各対象施設）に設置されている自動販売機の台数をご教示ください。	自動販売機の設置に伴う土地、建物の賃借料は各土地、建物の評価額より算出され、施設によって異なるため、市に納付すべき1㎡あたりの賃借料はお示しできません。 また、市有財産は契約者ごとに契約書を締結していることから、既存の契約を引き継ぐことはなく、本市とは新規で契約締結することとなります。 なお、現在の自動販売機の設置台数は、津市民テニスコート屋内に1台、屋外に2台、津球場公園内野球場屋内に1台、屋外に1台、古道公園内テニスコート屋外に1台設置されています（契約者は3者）。
20	・その他		稼働率	各施設の利用状況について伺います。 収支計画における利用料金収入の精緻なシミュレーションを行うため、各対象施設における直近5年間の「稼働率」の実績データをご教示ください。	参考資料5のとおりです。